

省エネ設備を導入する事業者を支援します！



宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金

中小企業者等の脱炭素化の取組の促進とエネルギー価格高騰による負担軽減を図るため、省エネ設備の導入のための経費の一部を補助します。

申請期間	令和7年5月15日(木)～令和8年1月16日(金) ※ただし、予算額の上限に達し次第、終了します。	
対象者	宇部市内で事業を行っており、省エネ設備を導入する市内の事業所で引き続き事業を5年以上継続する意思を有する中小企業者等	
支援内容	補助対象 : 省エネ設備の導入に必要な費用等 補助率 : 1/2 補助上限額 : 40万円	
省エネ設備	自らの事業活動に使用するために、市内の事業所に導入する省エネ設備 (市内に事業所を有する法人、市内に住所を有する個人事業主から導入すること)	
	省エネの基準	製品の種類
	省エネ基準達成率100%以上の製品	エアコン、冷凍冷蔵庫 LED照明機器(電球のみ交換は除く) 温水機器(ガス・石油)、エコキュート
経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」で補助対象設備として登録されている製品	高効率空調(業務・産業用エアコン) 制御機能付きLED照明器具 冷凍冷蔵設備、業務用給湯器 産業ヒートポンプ、高性能ボイラ	

※交付決定の日以前に省エネ設備の導入の契約等を締結している場合、国や他の地方公共団体が行う補助金等が交付または交付される見込みがある場合、事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等(マンション、アパート、テナント等)への設置や中古品、リース、レンタルの省エネ設備は対象外になります。

【 交付申請～補助金支払の流れ 】

申請者 市 申請者 申請者 市 申請者 市



その他申請方法等の詳細は市ウェブサイトをご確認ください。

【市ウェブサイト】ウェブ番号：1024795

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_shigoto/boshu_sangyou/1024795.html



<申請・問い合わせ先>

宇部市産業経済部産業政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8380 FAX 0836-22-6013